

令和 年 月 日

住(居)所(又は所在地)、電話番号(携帯電話も可)、氏名(又は名称)を記入してください。

申請者が法人である場合は、その代表者の役職、氏名、法人番号を併せて記入してください。

住(居)所(所在地)

()

()

氏 名(名 称)

法人番号

「猶予期間の開始日」から「納付（納入）計画の最終日」（最長で1年間）を記入してください。

猶 予 期 間 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

[illegible]

回	納付（納入）期限	金 額(円)	回	納付（納入）期限	金 額(円)	回	納付（納入）期限	金 額(円)
1			5			9		
2			6			10		
3			7			11		
4			8			12		

猶予期間中の月々の納付（納入）期限及び金額を記入してください。

納付（納入）場所

次ページの記載例を参考に、猶予該当事実の詳細及び一時に納付（納入）することができない特別の事情の詳細を具体的に記入してください。

次の(1)～(3)のいずれかに該当する場合には担保を提供する必要はありません。

- (1) 猶予を受ける金額（未確定の延滞金を含みます）が 100 万円以下である場合
- (2) 猶予を受ける期間が 3 ヶ月以内である場合
- (3) 担保を提供できない特別の事情がある場合（※）

※決算書、現況などから担保提供できることが明らかである場合は該当しません。

猶予を受けるにあたり、担保を提供する必要がある場合には、「有」にチェックを入れ、担保財産の種類を右欄に記入してください。

例：国債・地方債、社債その他の有価証券、土地・建物、保証人の保証など

担保

☐ 有

担保財産の詳細

四

提供できない特別の事情

担保を提供する必要がないときは、「無」にチェックを入れてください。

特別の事情があり担保を提供できない場合は、「無」にチェックを入れ、理由を右欄に記入してください。

例：地方税法により担保として提供できることとされている種類の財産がない

猶予該当事実の詳細及び一時に納付（納入）することができない特別の事情の記載例

◎災害により財産に相当な損失が生じた場合

〔猶予該当事実の詳細〕

令和6年9月、台風△号により店舗が床上浸水となった。そのため一時的に営業を停止し、店舗の修理が必要となった。

〔一時に納付（納入）することができない特別の事情〕

店舗の床上浸水により一時的に営業を停止したため、その間収入を得ることができず、また修理の費用として50万円を要した。このため、申請に係る徴収金を一時に納付することができない。

◎ご本人又はご家族が病気にかかった場合

〔猶予該当事実の詳細〕

令和6年6月に交通事故に遭い、同月から3か月間△△病院に入院し、現在も通院中である。

〔一時に納付（納入）することができない特別の事情〕

△△病院に治療費や入院費を令和6年6月から11月までの間に合計89万円を支払った。△△生命保険から保険金として26万円を受領しているため、差引金額の63万円が猶予該当事実があったことによる支出となっている。このため、申請に係る徴収金を一時に納付することができない。

◎事業を廃止し、又は休止した場合

〔猶予該当事実の詳細〕

△△により令和6年1月から9月までの売上が前年比70%減となるなど業績が著しく悪化したため、同年10月に従業員を全員解雇し、衣料品販売業を廃業した。

〔一時に納付（納入）することができない特別の事情〕

廃業に伴い、在庫商品を原価割れで販売したことによる損失67万円及び解雇した従業員に支払った退職金の合計135万円を合わせた202万円が猶予該当事実があったことによる損失及び支出である。このため、申請に係る徴収金を一時に納付することができない。

◎事業に著しい損失を受けた場合

〔猶予該当事実の詳細〕

令和6年1月期は250万円の利益があったが、令和6年4月から主要取引先である△△株式会社からの受注がなくなったこと等から、令和7年1月期は150万円の損失となってしまった。

〔一時に納付（納入）することができない特別の事情〕

この損失により資金繰りが悪化し、令和7年3月には資金不足が見込まれるため、当面必要な事業資金については、経費等の見直しや金融機関からの新規借入により確保することを考えている。このため、申請に係る徴収金を一時に納付することができない。